

上市町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスのあり方等に関することを協議するため、上市町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げることを協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
- (2) 町営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の運転者等が組織する団体の代表
- (4) 国及び富山県における関係機関の代表
- (5) 上市町職員
- (6) その他町長が交通会議に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(報酬)

第5条 委員は、無償とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長を務め

る。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(議決)

第8条 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決)

第9条 軽微な案件については、会長は、委員に対し、書面により賛否を求め、これをもって会議の議決に代えることができる。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、交通会議の設立当初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 第7条第1項の規定にかかわらず、設立当初の交通会議は、町長が招集する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。